

# 篠崎・進士 法律事務所報

2010年 夏号



暑中お見舞い申し上げます

暴力団など反社会的勢力の壊滅にむけて 02

所長弁護士 篠崎芳明

地方公共団体の損失補償契約について～判例紹介 03

副所長弁護士 進士肇

近時のニュースから 04

弁護士 中山 祐樹

公正証書遺言のすすめ 04

弁護士 石黒 一利

ある日の法律事務所の、先輩後輩の会話 05

弁護士 寺嶋 毅一郎

保険法の制定について 06

弁護士 杉山 一郎

民暴ABC 07

弁護士 小川幸三

近況報告 08



篠崎・進士法律事務所副所長  
弁護士 進士 肇

# 地方公共団体の 損失補償契約について

## ～ 判例紹介 ～



今回は、当事務所が関与した案件の裁判例（東京地判平成21年9月10日金商132657、判時206160）をご紹介します。

平成7年、金融機関XとB町は、「XがA土地区画整理組合に対して融資したことに伴い損失を被った場合にはB町がその損失を補償する」という内容の損失補償契約（以下「本件契約」）を締結し、これを前提にXは、Aに融資しました。しかし、Aは融資金の返済ができず、とうとう平成20年4月、Xに対して返済不能を通告しました。そこでXは、編入合併によりB町の権利義務すべてを引き継いだY市に対し、本件契約に基づく損失補償を求めましたが、Y市は、本件契約の法的性質は、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（以下「制限法」）3条が禁止する保証契約であり、無効であるとして争いました。そこで、当事務所がXの代理人として訴訟提起し、Yの上記主張に対しては、「制限法3条が禁止する『保証契約』は民法446条以下の保証契約を指すところ、本件契約はこの『保証契約』には該当しないので無効ではない」と反論しました。

制限法3条というのは「地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることはできない」とするものです。恥ずかしながら、かく言う私も、X法人から初めてご相談頂いたときには知りませんでした。なぜ地方公共団体が保証契約できないかというと、「国庫負担の累増の防止と企業の自主的活動の促進という観点から、会社その他の法人に対する政府や地方公共団体の財政援助を制限する必要がある

から」だと説明されます。でも私は、「B町はXと損失補償契約を結んでいるのに、Aのデフォルトを理由にいざXが損失補償を求めたら、Bを引き継いだY市が『損失補償は無効です』って言い出すなんて、おかしいな」と思いました。この素朴な疑問が重要です。リサーチはそこから始まります。

さて実際にリサーチしてみると、「地方公共団体が損失補償契約を締結している場合に、これが財産援助制限法3条に抵触し、違法無効となるか」という論点について次のことが分かりました。①裁判例も学説も分かれているが、有効説が有力である（たとえば福岡高判H19・2・19金法183025が有効説で判示しており、最決H19・9・21金法183023が上告及び上告受理申立を退けている）。②昭和29年5月の自治庁行政課長回答において、損失補償は制限法3条の規制の外だとの行政解釈が示されている。③地方自治法221条3項は「保証契約」とは別個の契約類型として「損失補償契約」の存在を前提としており、同法232条の2は公益上重要な役割を担う私人に対する金銭上の援助や信用補完を想定している。④実際にも、地方公共団体による損失補償契約は第3セクター等を支援する手法として広く利用されている。これらのことから、まずは自分の素朴な感覚が、大筋で誤っていないと感じました。しかし他方、⑤無効説で判示した横浜地判H18・11・15金法179339があり、Yは、この判決に依拠して無効を主張していることが分かってきました。

そこで、当方の争い方としては、(1)本件契約は損失補償契約であって、制限法3条が禁



篠崎・進士法律事務所所長  
弁護士 篠崎 芳明

# 暴力団など 反社会的勢力の 壊滅にむけて



近時、一般企業の間にも、暴力団など反社会的勢力との取引関係を解消しようとする動きが急速に広がっており、わが国政府もこの傾向を後押しすべく各種の施策を講じています。都市銀行や大手証券会社は暴力団員との取引解約を、国や地方公共団体は公共工事からの暴力団排除や公営住宅からの暴力団員退去を進めています。

しかし、なぜ暴力団など反社会的勢力は壊滅させなければならないのでしょうか。私は、その理由を以下のように考えます。

第一に、治安維持の必要性です。暴力団の傍若無人な銃器使用は、社会に大きな不安を与え、世界一安全な国であると言われる日本の国際的評価を崩壊させかねません。現に、暴力団員により、長崎市長が理由なく射殺され、無辜の市民が暴力団員だと誤認されて病院で射殺され、暴力団対立抗争により白昼東京西麻布で暴力団員が射殺されています。銃器を使用する暴力団の存在は断じて許せません。

第二に、反社会性（悪質性）の進展です。私達は、平成8年の証券会社等による総会屋への利益供与事件が明るみになったのをキッカケにして、彼らが大企業に深く浸透していることを知りました。また、ヤミ金事件を通じて生活に困窮している一般市民が、上場会社の株価操作事件を通じて一般投資家が、暴力団により深刻かつ甚大な被害を受けたことを知りました。最近の暴力団が知能化・悪質化を一層進展させ、反社会性をますます高めていることは明らかです。暴力団は社会の敵なのです。

第三に、我が国における法支配の推進で

す。日本は民主主義社会のリーダーとして、法の支配を推進しなければならぬ立場にあり、現にJICAを通じて、アジア諸国において法制度の確立を積極的に支援しています。かような立場にある国として、法を無視し、社会を混乱させる暴力団の存在は、到底許容できません。

第四に、国際社会への責務です。犯罪がボーダレス化し、犯罪者集団の国際的連携が進む中、たとえばマネーロンダリング規制は国際社会の要請となつています。暴力団を壊滅すべきことは、我が国が国際社会から課せられた重要な責務のひとつです。

他方、暴力団を壊滅させることは決して容易ではありません。

そもそも、日本社会は昔から博徒やテキ屋など反社会的勢力の存在を許容し、むしろ利用してきました。江戸時代末期、將軍徳川慶喜は、香具師（テキ屋）の新門辰五郎を帯同して上京し、彼らに二条城の警備をさせ、官軍は東進の際に博徒である清水次郎長を街道警固役に任じたといわれます。また、目明かしが、警察的役割を無償で果たす代償として賭博開帳を公認されていたことは広く知られています。そして、我が国の経済社会も、つい最近までは「必要悪」などと弁解しながら、暴力団など反社会的勢力を利用してきました。（与党）総会屋、地上げ屋、取立屋などは公然と活動し、大企業では、総務部渉外係が特別に対応してきました。

しかし、民主主義社会のリーダーであり、安心安全な国であるべき現代の日本は、今こそ暴力団など反社会的勢力の存在を否定

し、社会から排除しなければなりません。そしてその直接の担い手は、企業担当者であり一般の市民です。個人が徒手空拳で彼らに対峙するには困難なことも数多くあります。

篠崎・進士法律事務所は、反社会的勢力との関係を解消し、これによる被害の予防と回復を実現しようとする企業と市民に対し、法律と司法手続という武器をもって全力で応援させていただくことにより、弁護士の使命である人権の擁護と社会正義の実現に向けて懸命に努力して参る所存です。

2010年（平成22年）7月





ありがちな、些末なお話

# ある日の法律事務所の、先輩後輩の会話

弁護士 寺寫 毅一郎

A:「先輩、困ったことがあるんですが……お知恵をお借りできますか。」  
 B:「返してくれるの?」  
 A:「できる範囲で……って意地悪しないで助けてくださいよ。」  
 B:「はいはい。で、どうしたの?」  
 A:「実は、依頼者から『リスクに応じた分割返済中の取引先が先月分の支払を怠った。』ということで仮差押えのご相談を受けまして。」  
 B:「いいじゃない。期限の利益喪失させて仮差押えしちゃえば。」  
 A:「それがですね……。基本契約書があるというので見てみたら……こうなんですよ(泣)。」  
 B:「ありや!? 『第●条 期限の利益喪失』というタイトルに続くページがまるまる抜けちゃってるね……。」  
 A:「落丁なんです……。袋綴じにするときに落ちちゃったみたいで。どうしましよう。『通常、基本契約のこの部分には期限の利益喪失条項が記載されており、当事者間で黙示の合意が成立している。』とでも主張しましょうか。」  
 B:「アイデアをひねり出す姿勢はいいけど、それは無理でしょ。落ち着け。仮差押えは、申立時点で請求債権の期限が到来していないくても、保全の必要性を疎明できれば可能だろ。大丈夫だから、もう一度よく検討してみ。」  
 A:「はい。ありがとうございます。お騒がせしました。いやあ、でも、こんなことってあるんですね。」



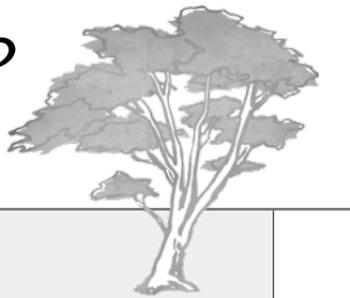
B:「そうだな。僕も昔、『時効中断は大丈夫です。定期的に残高確認書とってますので、債務承認があります!』というので見てみたら、日付が空欄になっていた、ということがあったよ。あれは困ったな。」  
 A:「本当ですか。契約書なんかでは、日付空欄、意外と多いですけどそれは流石に……。」  
 B:「契約書なんかの日付空欄も、訴訟なんかだと結構やりにくいけどな。ほら、我々は『平成●年●月●日付●●契約に基づき』日付空欄だとやりにくくしてようがない。」  
 A:「ホントですね。そういうことがないように、クライアントの皆様には、営業の方が書面を取ってきたら、すぐに法務・審査の方がチェックして、漏れがあればただちに補充する体制がきちんと構築されているといいですね。」  
 B:「お、エラそう。我々自身、気をつけないとね。さあ、早く申立書作りなさい。仮差押えはスピードが命!」  
 A:「はい。」

※お断り：上記は実在の事件、団体、人物を少しずつモデルにしておりますが(お心当たりの方々のご容赦下さい)、そのものではありません。また、当事務所所属弁護士は実際には今少し優秀な者(笑)であります。



# 近時のニュースから

## 検 察 審 査 会 制 度



弁護士 中山 祐樹

最近、報道などで、検察審査会に関する話題が取り上げられることが増えています。検察審査会制度は、検察官の専権とされる起訴・不起訴の判断に民意を反映させるため、昭和23年に設けられました。ある事件について検察官が不起訴の判断をすると、その事件の告訴人・告発人、被害者などは、検察審査会に審査を申し立てることができ、この申立てがあると、検察審査会は、不起訴処分を妥当性を審査することになります。従来、検察審査会の議決に拘束力はありませんでした。しかし、平成21年5月施行の改正法により、検察審査会が起訴相当の議決をした事案が再度不起訴となった場合、検察審査会が「起訴議決」をすれば起訴が強制されることになり(この場合には、検察官の代わりに、裁判所の指定する弁護士が起訴をします)、現にこれによる起訴事案が現れたため、にわかに注目を集めているものです。

検察審査会のメンバー(検察審査員)は、裁判員と同様、選挙人名簿からくじで選ばれ、一定の辞退事由がなければ辞退は認められません。しかし、定員が11名であること、6か月の任期制であることなどの点で、裁判員とは異なります。全国で1年に選ばれる検察審査員は約7300名(補充員を含む)とされていますが、これは、裁判員制度の施行(平成21年5月)から平成22年1月までに裁判員選任期日に出頭した裁判員候補者の数(7563名、速報値)より若干少ない人数です。

今回の検察審査会の権限強化は、裁判員

**当事務所のホームページです。**

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。



# 公正証書遺言のすすめ



弁護士 石黒 一利

相談者 最近、自分が死んだ後に子ども達が自分の財産を巡って争わないか心配しています。たいした財産があるわけでもないのに、遺言書を作る必要があるかを悩んでいます。どうしたらよいでしょうか。

石黒 相続争いを少しでも懸念されていらっしゃるのであれば、公正証書遺言の作成をおすすめします。そうすれば、安心確実な遺言書を作ることができ、お子さん達も無駄な労力を使って相続争いをしないで済みますからね。

相談者 そうですね。私が死んだ後に、子ども達に争って欲しくありませんね。遺言公正証書を作成するにはどのくらいの費用がかかるのでしょうか。

石黒 公正証書手数料については、財産の価額及び遺言の内容によって異なります。

す。例えば、総財産が1億円くらいの場合、大体5万円から6万円程です。また、弁護士に頼む場合には、別途弁護士費用がかかりますが、これも財産の価額や遺言の内容によって異なります。ただ、弁護士に依頼すれば、弁護士が不動産登記簿謄本や固定資産評価証明書など各種書類の取得、相続人の調査、遺言書の案文の作成及び公正証人との打合せなどを全て行いますので、手間暇が省けるだけでなく、より確実な遺言書を作成することができます。

相談者 ところで、同居する長男に家を継いでもらいたいため、多めに財産を残したいと考えていますが、もし長男が私より先に死んだとしたら、遺言書の効力はどうなるのでしょうか。

石黒 遺言者の死亡時点で、受遺者が既に死亡していた場合には、その受遺者にかかる遺言は当然に失効するとされています。

相談者 では、長男が先に死んだら、その子ども、つまり私の孫に相続させるといふ遺言をすることはできないのでしょうか。

石黒 できます。例えば「Aが遺言者の死亡以前に死亡したときは、Aに相続させるとした財産を、遺言者の孫Bに相続させる。」といった遺言書を作ることが可能です。これを補充遺言といいます。相談者 それを聞いて安心しました。早速、遺言公正証書の作成を依頼したいと思います。

# 保険法の制定について



弁護士 杉山 一郎

**ケース1**  
車を運転中、後続車から追突されてむち打ちになってしまった。

**ケース2**  
失火を起こした隣家からのもらい火で自宅が半焼してしまった。

ケース1では、治療費等の出費や休業損害等が発生します。自分の全面的な落ち度でなければ、加害者に対して損害賠償を請求できますが、加害者がお金を持っていない限りません。

また、ケース2では、「失火の責任に関する法律」により、隣家が火事を発生させたことについて重大な過失がなければ損害賠償を請求できません。

このような場合に重要になるのが保険です。ケース1では、加害者が契約している任意保険から保険金を受領できますし、ケース2では、自分が契約している火災保険から保険金を受領できます。

保険に関する法律は今までは商法の一部として規定され、カタカナで読みにくいものでしたし、実務上は法律の規定を修正した約款で運用されており、法律との食い違いが目立っていました。

また、入院保険やガン保険などの新しいタイプの保険に関する規定が設けられておりませんでした。

そこで、保険契約に関する法律の定めを全面的に見直すとともに、保険契約者等の保護を図る規定等を追加して、保険法を制定したのでした。

定したのでした。

保険契約者等の保護を図る規定としてここで取り上げます規定は、保険金の支払時期についての定め（保険法21条1項、52条1項、81条1項）を新設したこととします。

今までは、保険会社から保険金を支払われる場合、保険金が延滞金の上乗せされることはまずなかったと思います。

しかし、保険会社の中には、保険金を支払うことが可能であったのに保険金の支払が遅延したところもありました。

そのため保険会社は、保険金を支払うための確認に必要な期間を経過したときには年6%の延滞金を支払わなければならないようになったのです。

ケース1では、交通事故による損害が確認できているにもかかわらず保険金の支払が遅れた場合には、延滞金を請求できます（ケース2でも同じです）。

保険金を支払うための確認に必要な期間は、原則的な日数と、様々に分類した類型に該当した場合には日数を延長することを各保険会社が普通保険約款に記載することになります。

例えば、  
(1)当会社は、請求完了日（原則として被保険者に提出を依頼した書類を保険会社が受領した日をいいます）からその日を含めて30日以内に、保険金を支払います。

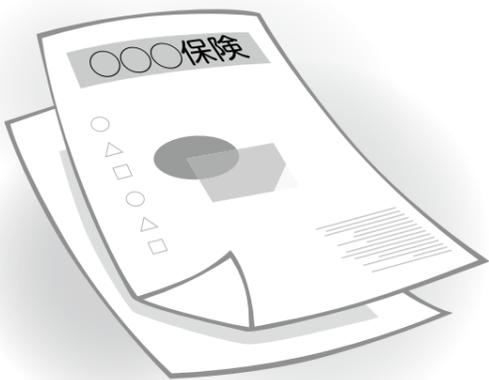
(2)次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には(1)の規定にかかわらず、当会社は請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数を経過する日までに保険金を支払

います。

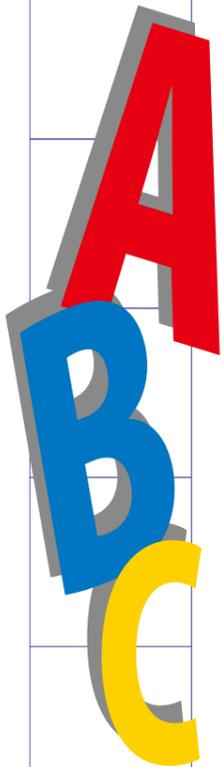
①（事故の原因や発生状況等）を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会180日等と定めます。

この普通保険約款によれば、原則として請求完了日から30日に保険金が支払われますが、警察等に照会をする必要がある場合には類型的に見て180日くらいは必要なので、その間保険金が支払われなかったとしても延滞金の上乗せされないこととなります。

普通保険約款では支払時期が延長される場合には保険会社から通知がされるはずですが、万一交通事故や火事に遭ってしまったときは、保険金がすぐに支払われるかどうか確認してみてください。



# 民暴



## 何故、違法街宣は絶対に排除しなければならないのか（後編）



弁護士 小川 幸三

**弁護士** 法的手続を取るためには相手が必要な街宣をやっていると言う証拠が必要だ。何月何日の何時から何時まで、街宣車何台来て、どのくらいの音量で、どういう内容の街宣を行ったかを記録する必要があります。

**社長** 音量は何デシベルとか測る必要があるのですか。

**弁** 必ずしもそこまでする必要はありません。社員同士の会話が聞き取りにくくなる位とか、テレビの音が聞こえなくなる位の表現で構いません。まあ、いろいろなことを考えると一部始終を録画するのがベストです。

**社** 右翼が肖像権侵害だ、なんだと言いませんか。

**弁** 違法街宣の証拠の収集目的ですから、右翼の顔が写っても違法ではありません。不安でしたら「裁判所提出用資料記録中」という看板をつけて持たせてもいいですよ。大事なことは、この証拠収集行為は2人以上で行うということです。向こうはこちらを見て対応しますから、「やると捕まるかも

しれない」と思わせることも重要です。

**社** これを妻にやらせるのはちよつと……

**弁** そうですね、無理はしないでいいです。録画が無理なら録音でもいいです。街宣車の写真が無理なら色・ナンバーをメモするだけでもいいです。恐くて当たり前なんですから。

それから、相手は何と名乗っていますか。

**社** 政治結社〇〇連合東京本部遊説隊と名乗っていました。個人の名前はありません。

**弁** ポイントは「個人を相手方にする」と「なんです。右翼団体と言っても法人格がありませんから団体固有の財産を団体名で所有できません。そのため、団体に対して損害賠償請求を認める判決をとつても執行上の問題があります。仮に、団体を相手方にしなればならないとしても、この違法街宣の主宰者である個人も併せて損害賠償請求の相手方にすべきです。

**社** 損害賠償請求しないで違法街宣の差止めを求めただけでしたらどうですか。

**弁** それだけでしたら、団体を相手にしようとする個人を相手にしようと差がないかと思

えます。しかし、団体を相手方にする場合には団体の代表者氏名が当事者の記載として要求されますので、調査しなければ判らない場合もあります。街宣禁止仮処分命令に違反して違法街宣を行った相手方に対するペナルティ（間接強制金の支払命令）の問題がありますので、やはり個人を相手方にすべきです。

**社** でも今回、個人の氏名が判らないのですが、どうやって特定するのですか。

**弁** あらゆる情報を基に適法な手段で見つけ出します。具体的には企業秘密なので言えませんが（笑）、一つ例を言えば、違法街宣行為者が特定できない場合、街宣車の所有者を相手方にして街宣禁止の仮処分手続をとります。すると、違法街宣の主宰者が、「街宣をしているのは自分で、所有者は関係ない」と連絡してきますので、それならその主宰者も相手方に追加します。

**社** えっ、街宣車の所有者ははずさないのですか。

**弁** はずしませんよ。だって所有者が街宣の共同主宰者かもしれないじゃないですか。



それに、損害賠償請求のときには、街宣車の所有者を共同不法行為者（違法街宣の補助者）として相手方にするかもしれないわけですから、仮処分の際、所有者からいろいろ情報を取るためにもそのまま相手方しておくべきなのです。

**社** さすがですね……

**弁** 民暴弁護士ですから（笑）。では準備にとりかきましょう。

# 近況報告



弁護士／  
清水恵介  
(客員)

## 集合写真

前列(左から): 弁護士/寺寫毅一郎、弁護士/進士肇(副所長)、弁護士/篠崎芳明(所長)、  
弁護士/山口和男(客員)、弁護士/小川幸三  
中列(左から): 事務局/北出誠之、事務局/丸山広明、弁護士/石黒一利、弁護士/中山祐樹、  
弁護士/杉山一郎、弁護士/山際悟郎  
後列(左から): 事務局/吉村紀子、事務局/金子梓、事務局/坂本恵子、事務局/釜井憲史、  
事務局/松本芳雄、税理士/藤代節子

## 弁護士 杉山一郎

今年の4月に保険法が施行されました。交通事故や火災、傷害などの保険に関する新たなルールです。不明確な点もありますが、最善の法的サービスを提供すべく努力していく所存です。

また、今年の夏には日本弁理士会の能力担保研修にて、秋には東京弁護士会知的財産権法部研修部会にて、それぞれ不正競争防止法について話をする予定です。これを機に再確認したいと思います。

## 弁護士 石黒一利

GWに2泊3日で鹿児島旅行に行ってきました。初めての鹿児島でしたが、景色は綺麗だし、料理は美味しいし、鹿児島の人みんないい人ばかり!! 大満足の旅行でした。特に、美味しい芋焼酎と絶品の郷土料理をお腹いっぱいになるほどいただき、焼酎好きの私にはたまらない3日間でした。また遊びに行きたいと思います。

## 弁護士 山際悟郎

最近、法律事務所のテレビCMを目にする機会が増え、新聞・雑誌では弁護士大增員に関する特集記事を目にします。今後、弁護士業界の競争は激しさを増すばかりですが、私は、人権擁護と社会正義の実現という弁護士の使命の原点を忘れることなく、依頼者の皆様の力になれる弁護士となるべく日々の研鑽に努めて参ります。

## 弁護士 山口和男(客員)

会社法及び倒産法の会社よりの法律相談、出版社よりの依頼による執筆の他に、日本大学法科大学院で客員教授として会社法の指導をしています。最近では、「判例タイムズ平成22年度主要民事判例解説」の編集・執筆をしました。

## 弁護士 篠崎芳明(所長)

環境省が大気汚染対策として検討しているロードプライシング制度(大都市の公道を利用する有害排気排出車両所有者に、環境保護のために一定の金銭負担を求める制度)の在り方に関する分科会委員、警察庁の街頭防犯カメラのあり方に関する調査研究会委員など、多くの公益活動を仰せつかっております。いささかでも社会に御恩返しできる機会を賜ったことを光栄に感じ、職責を果たして参る所存です。また、日本大学法曹会会長を6月から更に2年間務めさせていただくことになりました。これまた光栄なことです。

## 弁護士 進士肇(副所長)

会社更生事件で、週に1回、香川県の高松に通っています。ゴルフ会員、従業員、取引先、金融・リース債権者、地主さんや水利組合、多くの皆さんの思いを受け止めて何とかして形にしよう、管財人室や管財人代理・補佐の人たちと共に日夜努力しています。採点の夏もそろそろ佳境です。今年も暑い(熱い?)夏になりそうです。

## 弁護士 小川幸三

今年になってから体のあちこちにガタがきてしまい、人生の第4コーナーをとおに回っていたことにハタと気づかされました。自分は本当に民暴被害者の救済ができていますか?もともとできてきたんじゃないか?——私の中の私が私に問いかけてきます。

## 弁護士 寺寫毅一郎

毎度体重ネタで申し訳ありませんが・・・先日、裁判所の廊下で、久しぶりにお見かけた、別人のように大きくなっていきなり知り合いの弁護士(後で聞くとその先生は現在自称110キロの由)に「ふと・・・」と言いかけたところで先に「太りましたね!」と満面の笑みで言われてしまいました。ううむ。

## 弁護士 中山祐樹

この半年ほど健康維持のため減量に努めています。通勤時になるべく歩く、炭水化物の摂取を控えるに、の2点を心掛けていたところ、意外と成果が現れました。歩くことに関していえば、出勤途中、東京タワーが青空に映えてきれいだったりと、景色見てのリフレッシュ効果もあるのかもしれない。

## 税理士 藤代節子

上半期は同じ舞台を3回観たりコンサートに行ったりと、久しぶりにエンターテイメントな感じでした。仕事面では、今年の税制改正は地味にみえて影響が大きいものはいくつかありました。これから実務でどう活用していくか考え実行していきたいと思っています。